

令和8年4月1日適用

## 飯塚市 週休2日試行工事 Q&A 施工者用

### ●実施方法

Q1 試行対象工事を受注し、週休2日工事としないことはできるのか。

A1 発注者が、週休2日工事に取り組むことを指定して発注していますので、週休2日工事に取り組む必要があります。

Q2 試行対象工事を受注し、週休2日工事を達成できなかった場合にペナルティはあるか。

A2 工事成績評定での減点等ペナルティはありません。

達成できなかった場合に、労務費補正分及び諸経費補正分を減額変更とします。

Q3 4週6休や4週7休に変更することは可能か。

A3 飯塚市では、4週8休のみを対象としているので、変更はできません。

達成できない場合は、監督職員に様式第2号 週休2日未達成理由書を提出させてください。

なお、達成できなかった場合は、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合を除き、減額変更の対象とします。

Q4 通期ではなく月単位の4週8休以上で工事を実施した場合、増額変更とすることは可能か。また、工事成績評定での加点となるのか。

A4 飯塚市では、通期での4週8休のみを対象としているので、増額変更の対象にはなりません。また、加点もありません。

Q5 施工途中で週休2日の達成が困難になった場合に、実施を取りやめることはできるか。

A5 施工途中で達成困難となった場合は、監督職員に様式第1号 休日取得計画・実績表、様式第2号 週休2日未達成理由書を提出し協議を行ってください。

なお、達成できなかった場合は、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合を除き、労務費補正分及び諸経費補正分を減額変更とします。

※受注者の責めに帰すべき事由によらない場合とは・・・受注者側に落ち度や責任、過失がない場合となるため、天災地変、公的機関による命令や規制、発注者の指示、予見不可能だった不可抗力等があります。

Q6 週休2日試行実施に関する事務手順はどのように行うのか。

A6 試行要領7. 参照

- ① 発注者と受注者間で対象期間を設定し、工事着手日及び対象外期間を協議により決定する。(受注者は協議録を作成して監督員に提出する)
- ② 受注者は様式第1号 休日取得計画・実績表に予定日を記載して監督員に提出する。(契約締結後14日以内)  
※監督員は通期の週休2日が計画されていることを確認する
- ③ 工事着手後は、様式第1号 休日取得計画・実績表に現場閉所(現場休息)日を記載し、月に一回、監督員に提出する。

Q7 様式第1号 休日取得計画・実績表を業者から提出を受け、週休2日試行実施の変更が出た場合の協議はどの時点で行うのか。

A7 工事増工等により週休2日の実施内容に変更が生じる時や最終変更設計前に、受発注者間で実施内容等の確認を行ってください。  
なお、週休2日実施内容の変更を行う場合は、「協議録」及び様式第1号 休日取得計画・実績表により確認を行ってください。

Q8 現場着手日から本格的に現場作業に入るまでに、長期間連続して現場・事務作業を行わない期間はどのように取り扱うのか。

A8 不測の事態(地元調整等)など施工上やむを得ない理由を除く長期間連続(土日祝日を含む10日以上)して作業を行わない場合は、原則、一時中止期間と同様に対象期間外としてください。

※10日未満の現場閉所は中止期間でなければ対象となりますが、基本的に工事着手日【現場に継続的に常駐した最初の日】以降が対象となります。

Q9 コンクリート打設に伴う養生のため、散水を行うこと等は閉所扱いとなるか。

A9 養生のために必要な作業であり、閉所扱いとなります。

Q10 Q20のような特殊ケースはあるか。例えば、土日の苦情対応等

A10 特殊ケースが発生した場合は、その都度協議となります。なお、土日の苦情対応の場合は、現場が稼働せず(事務作業もなし)に、本来休日としていた場合は現場閉所扱いとなります。

## ●対象期間の設定

Q11 工期末より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるか。

A11 竣工届の提出日を事前に受注者間で協議し、「週休2日」対象期間を設定してください。なお、現場作業完了から竣工届の提出までの期間が長期間とならないよう適切に設定してください。

Q12 対象外期間として年末年始6日間、夏季休暇3日間はあるが、具体的にいつを設定しており、土日を含む場合はどのように取扱えばよいか。例えば、12月30日、31日が土日の場合の取り扱い。

A12 年末年始6日間、夏季休暇3日間の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- ・年末年始休暇期間は12月29日から1月3日までの6日間(土日含む)
- ・夏季休暇期間は土日以外の任意の3日間（基本はお盆期間の8月を想定）

Q13 工事着手とは具体的にどのようなものをいうのか。

A13 工事看板の設置、地下埋設物調査、現場事務所の設置、現地測量、仮駐車場・資材置き場設置作業、施工機械の搬入、地元説明会（ポスティングを含む）等、工事に関する現場での作業を言います。

## ●現場閉所（休日）の取扱い

Q14 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A14 対象期間の現場閉所割合にて判断しますので、土・日曜日を必ず休日として確保しなければいけないということはありません。ただし、工期の始期等に休日が偏り、現場施工中にはほとんど休日を確保せず工事を完成させるなど、週休2日工事の趣旨にそぐわない工程とならないようにしてください。

Q15 地元調整や関係機関協議等の不測の事態により、施工ができず休工となったものについて休日としてカウントできるのか。

A15 現場事務所での事務作業を含めて、現場閉所とされていれば通常の休日と同様にカウントされます。

Q16 現場事務所で事務作業を行うだけであれば現場閉所とみなしてよいか。

A16 現場閉所となりません。現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて施工を実施していない状況を指します。

Q17 現場事務所でなく、会社にて事務作業を行う場合は現場閉所とみなしてよいか。

A17 現場事務所または会社等で当該工事に関する事務作業を行う場合は、現場閉所とみなすことはできません。現場閉所とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の作業（一部、現場管理に必要な作業は除く）を行わない状態をいいますので、現場閉所とはなりません。

Q18 半日休工を 2 回行った場合、1 日分の休日としてカウントできるのか。

A18 1 日を通して現場閉所がされている場合に休日としてカウントできるため、半日休工は現場閉所として認められません。

Q19 電柱移設等で着工が遅れ工期延期した場合、延期した期間も含めて現場閉所率の判断を行うのか。

A19 工期延長に伴う延伸した工期も含めて現場閉所率の判断をしてください。なお、工事が動いていない期間が明確である場合、当該期間を対象外期間とします。

Q20 金曜日の夜から土曜日の朝にかけての夜間工事は、土曜日に施工したことになるのか。

A20 一般的に金曜（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。

Q21 祝日に休工した場合、休日にカウントしてもよいか。

A21 土・日・祝日を問わず現場閉所日としてカウントして問題ありません。

Q22 工事用道路を他工事と共にしている場合に、交通誘導員のみが現場に出ている場合は、現場閉所となるのか。

A22 交通誘導員のみが規制作業を行っている場合は、現場閉所とみなします。

Q23 現場閉所日には、会社（本社・営業所等）や他現場もすべて休む必要があるか。

A23 週休 2 日における現場閉所については、契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、当該現場について作業が休止されれば閉所とします。

Q24 5 月の大型連休の現場閉所は、現場閉所率の算定対象としてよいか。

A24 大型連休は、現場閉所率の算定期間の対象となります。